

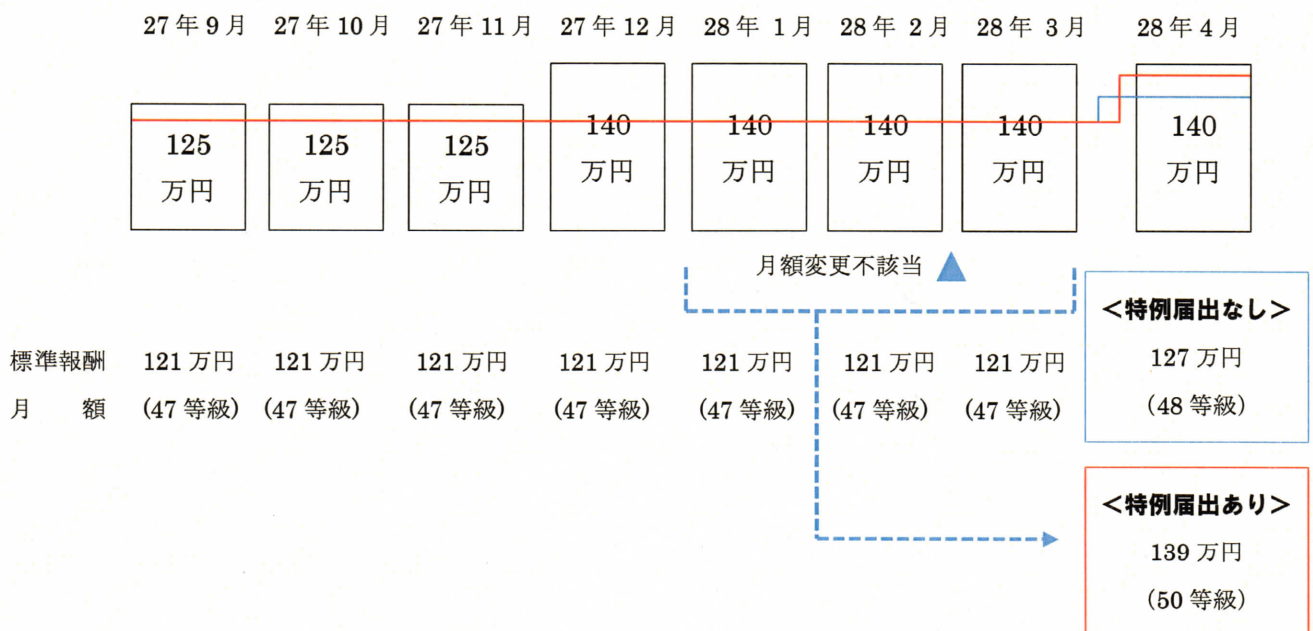
[パターン①]

報酬月額 125 万円（47 等級・標準報酬月額 121 万円）であったところ、平成 27 年 12 月に昇給があり報酬額が 140 万円となったが、最高等級であるため平成 28 年 3 月の月額変更に該当せず、報酬月額 125 万円（47 等級・標準報酬月額 121 万円）のままとなっていたケース。

※ このまま上限改定を行うと、報酬月額 125 万円（48 等級・標準報酬月額 127 万円）となります。

※ 平成 28 年 1 月～3 月の報酬額の平均は 140 万円のため、実情に併せ、50 等級・標準報酬月額 139 万円に改定することができます。

⇒ 平成 28 年 4 月の月額変更（47 等級➡50 等級）を届出できます。



[パターン②]

報酬月額 130 万円（47 等級・標準報酬月額 121 万円）であったところ、平成 28 年 1 月に降給があり報酬月額が 120 万円となったが、最高等級の範囲内であり平成 28 年 4 月の月額変更に該当しないため、報酬月額 130 万円（47 等級・標準報酬月額 121 万円）となっていたケース。

※ このまま上限改定を行うと、報酬月額 130 万円（49 等級・標準報酬月額 133 万円）となります。

※ 平成 28 年 1 月～3 月の報酬額の平均は 120 万円のため、実情に併せ、標準報酬月額 121 万円（47 等級）とすることができる。

⇒ 平成 28 年 4 月の月額変更（49 等級➡47 等級）を届出できます。

	27 年 9 月	27 年 10 月	27 年 11 月	27 年 12 月	28 年 1 月	28 年 2 月	28 年 3 月	28 年 4 月
	130 万円	130 万円	130 万円	130 万円	120 万円	120 万円	120 万円	120 万円
標準報酬 月 額	121 万円 (47 等級)	121 万円 (47 等級)	121 万円 (47 等級)	121 万円 (47 等級)	121 万円 (47 等級)	121 万円 (47 等級)	121 万円 (47 等級)	<特例届出なし> 133 万円 (49 等級) <特例届出あり> 121 万円 (47 等級)

[パターン③]

報酬月額 116 万円（46 等級・標準報酬月額 115 万円）であったところ、平成 27 年 12 月に昇給があり報酬額が 124 万円となったが、当時、46 等級から 47 等級に改定を行うのは報酬月額が 124 万 5 千円以上の場合であったため、平成 28 年 3 月の月額変更 に該当しなかったケース。

（注）これは、従前の仮 48 等級（124.5 万円～）と新 48 等級（123.5 万円～）に報酬 月額範囲の差があるため発生するケースです。

※ このまま上限改定を行うと、報酬月額 116 万円（46 等級・標準報酬月額 115 万円） となります。

※ 平成 28 年 1 月～3 月の報酬額の平均は 124 万円のため、実情に併せ、48 等級・標 準報酬月額 127 万円に改定することができます。

⇒ 平成 28 年 4 月の月額変更（46 等級➡48 等級）を届出できます。

